

第 10 号

令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算（第1号）
令和4年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,236,096千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,512,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 26,606	千円 2,486,062	千円 2,512,668
	1 財産売払収入		2,486,062	2,486,062
2 繰入金		35,049	△ 35,049	
	1 一般会計繰入金	35,049	△ 35,049	
3 繰越金		214,917	△ 214,917	
	1 繰越金	214,917	△ 214,917	
歳 入 合 計		276,572	2,236,096	2,512,668

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		240,618	△ 35,084	205,534
	1 工 鉱 業 費	240,618	△ 35,084	205,534
2 公 債 費		17,293	461,000	478,293
	1 公 債 費	17,293	461,000	478,293
3 諸 支 出 金		18,661	1,810,180	1,828,841
	1 繰 出 金	18,661	1,810,180	1,828,841
歳 出 合 計		276,572	2,236,096	2,512,668

第2表 繰越明許費

款	項	金額
1 商 工 費		千円 98,716
	1 工 鉦 業 費	98,716
合 計		98,716